

事 務 連 絡
令和2年 12 月 25 日

各都道府県 所有者不明土地法担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局土地政策課長

地域福利増進事業ガイドラインと
所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法Q&Aの一部改訂について

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号。以下「法」という。）に基づく地域福利増進事業については、制度の効果的かつ適切・円滑な運用のために、令和元年6月に「地域福利増進事業ガイドライン」を作成・公表しました。

こうした中、今般、政府が掲げる2050年カーボンニュートラル社会の実現に向けて推進する再生可能エネルギーに関する事業について、「再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース」に寄せられたご意見・ご要望等を踏まえ、地域福利増進事業においても、法に基づく一定の要件を満たした上で、電気事業法による発電事業等の用に供する電気工作物の整備に関する事業に該当する場合には、再生可能エネルギー発電事業が対象となることから、本ガイドラインの中で明記することとしました。

このほか、この間の税制改正による期限延長や関連措置を追記する等の修正を行い、本ガイドラインの一部改訂を行うこととしました。

なお、併せて当省ホームページにおいて公表しております「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法Q&A」につきましても、再生可能エネルギー事業に関する記述等を追記する一部改訂を行いました。

貴都道府県におかれましては、関係部局の皆様や貴管内市町村に対してご周知いただくとともに、制度の内容について十分御理解いただきますよう、お願い致します。